

令和6年度決算の概要 (数値編)

尼崎市

令和7年8月

目 次

1	令和6年度決算	3
2	各会計別収支状況	4
3	一般会計款別歳入	5
4	一般会計款別歳出	6
5	一般会計性質別歳入	7
6	一般会計性質別歳出	8
7	一般会計歳入決算額（対予算額）	9
8	一般会計歳出決算額（対予算額）	10
9	基金現在高集計表	11
10	実質赤字比率及び連結実質赤字比率	12
11	実質公債費比率	13
12	将来負担比率	14
13	資金不足比率	15
・	用語解説	16

1 令和6年度決算

(単位：千円)

区 分	歳入総額 A	歳出総額 B	形式収支 C=A-B	翌年度に繰り 越すべき財源 D	実質収支 E=C-D	5年度 実質収支
一般会計	240,079,769	236,639,777	3,439,992	631,000	2,808,992	2,307,629
特別会計	104,335,589	103,348,580	987,009		987,009	917,928
合 計	344,415,358	339,988,357	4,427,001	631,000	3,796,001	3,225,557

区 分	総収益	総費用	純利益 又は損失	当年度未処分利益 剰余金又は当年度 未処理欠損金	前年度繰越利益剰 余金又は前年度繰 越欠損金
企業会計	97,609,894	91,271,732	6,338,162	15,758,553	5,366,287

《一般会計》

(単位：千円、%)

区 分	6 年 度		5 年 度		差 引 a-b
	a	前年比	b	前年比	
形 式 収 支	3,439,992	112.9	3,048,045	100.4	391,947
翌年度に繰り 越すべき財源	631,000	85.2	740,416	102.7	▲ 109,416
実 質 収 支	2,808,992	121.7	2,307,629	99.7	501,363
単 年 度 収 支	501,363	-	▲ 7,721	-	509,084
財政調整基金積立金	2,463,070	64.3	3,830,404	111.4	▲ 1,367,334
繰上償還金	1,449,900	184.8	784,400	51.7	665,500
財政調整基金取崩額	1,952,189	80.7	2,418,817	75.1	▲ 466,628
実質単年度収支	2,462,144	112.5	2,188,266	184.0	273,878

(単位：千円、%)

区 分	6 年 度		5 年 度		差 引 a-b
	a	前年比	b	前年比	
地 方 債 現 在 高	163,338,950	92.1	177,254,397	91.6	▲ 13,915,447
債 務 負 担 行 為 額	102,299,219	412.6	24,790,808	132.2	77,508,411
主要3基金年度末 現 在 高	46,716,403	107.0	43,668,955	118.3	3,047,448

注1 主要3基金・・・財政調整基金・減債基金・公共施設整備保全基金

2 各会計別収支状況

(単位：千円)

区 分	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に繰り 越すべき財源	実質収支	5年 度 実質収支
一 般 会 計	240,079,769	236,639,777	3,439,992	631,000	2,808,992	2,307,629
特 別 会 計	104,335,589	103,348,580	987,009		987,009	917,928
国民健康保険費	45,308,097	45,245,680	62,417		62,417	34,088
地方卸売市場費	424,534	297,037	127,497		127,497	109,914
育英事業費	20,014	20,014	-		-	-
公 共 用 地 先行取得事業費	1,211	1,211	-		-	-
公害病認定患者 救済事業費	17,932	17,823	109		109	1,200
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費	36,849	21,621	15,228		15,228	11,880
介護保険事業費	50,627,153	50,028,331	598,822		598,822	551,603
後期高齢者医療 事業費	7,899,799	7,716,863	182,936		182,936	209,243
合 計	344,415,358	339,988,357	4,427,001	631,000	3,796,001	3,225,557

企 業 会 計	(総収益)	(総費用)	(純利益又は損失)	(当年度未処分利 益剰余金又は当年 度未処理欠損金)	(前年度繰越利益 剰余金又は前年度 繰越欠損金)
				15,758,553	5,366,287
水 道 事 業	8,912,556	8,062,408	850,148	1,150,148	
工業用水道事業	1,804,809	1,407,457	397,352	723,901	
下水道事業	12,704,413	11,858,349	846,064	1,846,064	
モータースポーツ 競走事業	74,188,116	69,943,518	4,244,598	12,038,440	5,366,287

3 一般会計款別歳入

(単位：千円、%)

款	令和6年度			令和5年度			比較増減
		前年比	構成比		前年比	構成比	
05 市 税	84,538,405	101.4	35.2	83,346,114	100.9	36.7	1,192,291
10 地 方 譲 与 税	818,496	100.0	0.3	818,505	101.1	0.4	▲ 9
11 利 子 割 交 付 金	50,372	139.0	0.0	36,251	93.8	0.0	14,121
12 配 当 割 交 付 金	898,371	135.2	0.4	664,698	115.9	0.3	233,673
13 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,185,641	166.9	0.5	710,505	172.9	0.3	475,136
14 法 人 事 業 税 交 付 金	1,127,386	101.1	0.5	1,114,776	94.7	0.5	12,610
15 地 方 消 費 税 交 付 金	11,390,754	105.1	4.7	10,837,434	99.3	4.8	553,320
17 自 動 車 取 得 税 交 付 金		皆減		7,976	367.9	0.0	▲ 7,976
18 環 境 性 能 割 交 付 金	178,737	123.1	0.1	145,209	104.4	0.1	33,528
19 地 方 特 例 交 付 金	2,450,496	491.1	1.0	498,987	95.0	0.2	1,951,509
20 地 方 交 付 税	18,410,555	109.6	7.7	16,790,463	107.2	7.4	1,620,092
25 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	46,068	93.4	0.0	49,342	86.7	0.0	▲ 3,274
30 分 担 金 及 び 負 担 金	941,080	99.7	0.4	943,920	112.5	0.4	▲ 2,840
35 使 用 料 及 び 手 数 料	6,366,895	101.4	2.7	6,277,596	99.2	2.8	89,299
40 国 庫 支 出 金	65,823,972	106.9	27.4	61,579,428	96.7	27.1	4,244,544
45 県 支 出 金	16,032,589	105.5	6.7	15,195,107	101.8	6.7	837,482
50 財 産 収 入	1,293,149	53.4	0.5	2,420,578	73.6	1.1	▲ 1,127,429
55 寄 付 金	376,219	52.7	0.2	714,425	126.5	0.3	▲ 338,206
60 繰 入 金	4,075,453	128.2	1.7	3,177,811	77.6	1.4	897,642
65 繰 越 金	3,048,045	100.4	1.3	3,036,134	86.9	1.3	11,911
70 諸 収 入	12,363,686	99.7	5.1	12,401,146	124.9	5.4	▲ 37,460
75 市 債	8,663,400	133.9	3.6	6,469,400	89.8	2.8	2,194,000
合 計	240,079,769	105.7	100.0	227,235,805	100.0	100.0	12,843,964

4 一般会計款別歳出

(単位：千円、%)

款	令和6年度			令和5年度			比較増減	
		前年比	構成比		前年比	構成比		
05	議会費	787,669	98.7	0.3	797,936	99.6	0.4	▲ 10,267
10	総務費	24,843,089	105.3	10.5	23,587,248	92.8	10.5	1,255,841
15	民生費	121,153,094	101.6	51.2	119,295,918	105.6	53.2	1,857,176
20	衛生費	17,596,925	111.7	7.4	15,749,103	83.2	7.0	1,847,822
25	労働費	162,003	107.2	0.1	151,175	91.1	0.1	10,828
30	農林水産業費	151,317	110.0	0.1	137,574	102.9	0.1	13,743
35	商工費	4,484,667	125.6	1.9	3,569,289	236.9	1.6	915,378
40	土木費	17,171,069	114.3	7.2	15,020,900	92.4	6.7	2,150,169
45	消防費	5,880,939	114.3	2.5	5,142,978	101.5	2.3	737,961
50	教育費	21,225,257	122.3	9.0	17,350,829	93.3	7.7	3,874,428
53	災害復旧費							
55	公債費	23,173,049	99.1	9.8	23,375,107	98.6	10.4	▲ 202,058
60	諸支出金	10,699	110.3	0.0	9,703	1.4	0.0	996
65	予備費							
	合計	236,639,777	105.6	100.0	224,187,760	100.0	100.0	12,452,017

5 一般会計性質別歳入

(単位：千円、%)

	令和6年度			令和5年度			比較増減
		前年比	構成比		前年比	構成比	
自主財源	113,002,932	100.6	47.1	112,317,724	101.1	49.5	685,208
市税	84,538,405	101.4	35.2	83,346,114	100.9	36.7	1,192,291
使用料及び手数料	6,366,895	101.4	2.7	6,277,596	99.2	2.8	89,299
繰入金	4,075,453	128.2	1.7	3,177,811	77.6	1.4	897,642
その他	18,022,179	92.3	7.5	19,516,203	107.7	8.6	▲1,494,024
依存財源	127,076,837	110.6	52.9	114,918,081	99.0	50.5	12,158,756
地方消費税交付金	11,390,754	105.1	4.7	10,837,434	99.3	4.8	553,320
地方交付税	18,410,555	109.6	7.7	16,790,463	107.2	7.4	1,620,092
国庫支出金	65,823,972	106.9	27.4	61,579,428	96.7	27.1	4,244,544
県支出金	16,032,589	105.5	6.7	15,195,107	101.8	6.7	837,482
市債	8,663,400	133.9	3.6	6,469,400	89.8	2.8	2,194,000
その他	6,755,567	167.0	2.8	4,046,249	108.4	1.7	2,709,318
合計	240,079,769	105.7	100.0	227,235,805	100.0	100.0	12,843,964

市税	84,538,405	101.4	35.2	83,346,114	100.9	36.7	1,192,291
地方譲与税	818,496	100.0	0.3	818,505	101.1	0.4	▲9
利子割交付金	50,372	139.0	0.0	36,251	93.8	0.0	14,121
配当割交付金	898,371	135.2	0.4	664,698	115.9	0.3	233,673
株式等譲渡所得割交付金	1,185,641	166.9	0.5	710,505	172.9	0.3	475,136
法人事業税交付金	1,127,386	101.1	0.5	1,114,776	94.7	0.5	12,610
地方消費税交付金	11,390,754	105.1	4.7	10,837,434	99.3	4.8	553,320
自動車取得税交付金		皆減		7,976	367.9	0.0	▲7,976
環境性能割交付金	178,737	123.1	0.1	145,209	104.4	0.1	33,528
地方特例交付金	2,450,496	491.1	1.0	498,987	95.0	0.2	1,951,509
地方交付税	18,410,555	109.6	7.7	16,790,463	107.2	7.4	1,620,092
交通安全対策特別交付金	46,068	93.4	0.0	49,342	86.7	0.0	▲3,274
市債		皆減		1,000,000	49.5	0.4	▲1,000,000
主な一般財源	121,095,281	104.4	50.4	116,020,260	101.0	51.1	5,075,021

注1 主な一般財源の市債については、臨時財政対策債

地方交付税	18,410,555	109.6	7.7	16,790,463	107.2	7.5	1,620,092
普通交付税	18,085,459	109.9	7.5	16,457,619	106.4	7.2	1,627,840
特別交付税	325,096	97.7	0.2	332,844	177.5	0.2	▲7,748
臨時財政対策債		皆減		1,000,000	49.5	0.4	▲1,000,000
合計	18,410,555	103.5	7.7	17,790,463	100.6	7.9	620,092

6 一般会計性質別歳出

(単位：千円、%)

	令和6年度			令和5年度			比較増減
		前年比	構成比		前年比	構成比	
消費的経費	170,604,487	104.5	72.1	163,311,416	100.7	72.8	7,293,071
人件費	32,422,684	110.4	13.7	29,355,600	97.6	13.1	3,067,084
物件費	23,867,160	101.0	10.1	23,628,266	94.1	10.5	238,894
扶助費	85,005,897	105.4	35.9	80,675,693	102.2	36.0	4,330,204
補助費等	27,823,786	99.0	11.8	28,111,505	105.6	12.5	▲ 287,719
維持補修費	1,484,960	96.4	0.6	1,540,352	106.8	0.7	▲ 55,392
投資的経費	20,892,116	161.0	8.8	12,976,821	97.7	5.8	7,915,295
普通建設事業費	20,892,116	161.0	8.8	12,976,820	97.7	5.8	7,915,296
災害復旧事業費		皆減		1	50.0	0.0	▲ 1
貸付金等	8,127,549	74.9	3.4	10,853,701	98.6	4.9	▲ 2,726,152
公債費	23,173,048	99.1	9.8	23,374,922	98.6	10.4	▲ 201,874
他会計繰出金	13,842,577	101.3	5.9	13,670,900	97.4	6.1	171,677
予備費							
合計	236,639,777	105.6	100.0	224,187,760	100.0	100.0	12,452,017

義務的経費	140,380,329	105.3	59.3	133,367,015	100.5	59.5	7,013,314
人件費	32,422,684	110.4	13.7	29,355,600	97.6	13.1	3,067,084
扶助費	85,005,897	105.4	35.9	80,675,693	102.2	36.0	4,330,204
公債費	22,951,748	98.4	9.7	23,335,722	98.5	10.4	▲ 383,974

注1 義務的経費の公債費は、借換分を除く。

7 一般会計歳入決算額（対予算額）

（単位：千円）

款				予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	当初予算額	補正予算額	5年度からの繰越額					
05 市 税	84,614,663	▲ 400,000		84,214,663	86,058,408	84,538,405	101,870	1,430,167
10 地 方 譲 与 税	810,201			810,201	818,496	818,496		
11 利 子 割 交 付 金	28,000			28,000	50,372	50,372		
12 配 当 割 交 付 金	486,000			486,000	898,371	898,371		
13 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	528,000			528,000	1,185,641	1,185,641		
14 法 人 事 業 税 交 付 金	1,124,000			1,124,000	1,127,386	1,127,386		
15 地 方 消 費 税 交 付 金	10,970,000			10,970,000	11,390,754	11,390,754		
18 環 境 性 能 割 交 付 金	170,000			170,000	178,737	178,737		
19 地 方 特 例 交 付 金	500,000	1,900,000		2,400,000	2,450,496	2,450,496		
20 地 方 交 付 税	15,913,000	2,672,459		18,585,459	18,410,555	18,410,555		
25 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	59,000			59,000	46,068	46,068		
30 分 担 金 及 び 負 担 金	977,111			977,111	990,896	941,080	7,577	42,980
35 使 用 料 及 び 手 数 料	6,350,084			6,350,084	6,652,995	6,366,895	11,675	275,233
40 国 庫 支 出 金	59,723,816	6,499,934	2,480,021	68,703,771	67,303,120	65,823,972		1,479,148
45 県 支 出 金	16,179,295	16,859	67,667	16,263,821	16,074,063	16,032,589		41,474
50 財 産 収 入	3,077,006	▲ 1,846,450		1,230,556	1,300,556	1,293,149		7,407
55 寄 付 金	446,638	96,962		543,600	376,219	376,219		
60 繰 入 金	5,322,521	▲ 231,407		5,091,114	4,075,453	4,075,453		
65 繰 越 金	1	2,307,628	740,416	3,048,045	3,048,045	3,048,045		
70 諸 収 入	9,574,464	2,880,174		12,454,638	14,153,422	12,363,686	69,228	1,720,785
75 市 債	12,351,200	▲ 1,834,302	2,580,900	13,097,798	10,474,500	8,663,400		1,811,100
合 計	229,205,000	12,061,857	5,869,004	247,135,861	247,064,553	240,079,769	190,350	6,808,294

注1 収入未済額欄は実質収入未済額を記載している。

8 一般会計歳出決算額（対予算額）

（単位：千円）

款		当初予算額	補正予算額	5年度からの繰越額	予備費充当額	予算現額	支出済額	7年度への繰越額	不用額
05	議会費	815,623	▲ 5,761			809,862	787,669		22,193
10	総務費	17,945,565	7,554,059	201,459	24	25,701,107	24,843,089	136,008	722,010
15	民生費	118,367,175	4,374,997	2,041,731	1,737	124,785,640	121,153,094	805,095	2,827,451
20	衛生費	18,067,100	204,746	306,314		18,578,160	17,596,925		981,235
25	労働費	164,459	3,406			167,865	162,003		5,862
30	農林水産業費	169,438	▲ 6,982		760	163,216	151,317	8,242	3,657
35	商工費	4,317,455	375,627		615	4,693,697	4,484,667		209,030
40	土木費	18,966,717	▲ 1,062,688	1,141,366		19,045,395	17,171,069	1,100,103	774,223
45	消防費	6,016,583	75,709		52	6,092,344	5,880,939	128,650	82,755
50	教育費	20,935,226	704,557	2,178,134		23,817,917	21,225,257	1,784,624	808,036
53	災害復旧費	1				1			1
55	公債費	23,329,522	▲ 156,599		128	23,173,051	23,173,049		2
60	諸支出金	10,136	786			10,922	10,699		223
65	予備費	100,000			▲ 3,316	96,684			96,684
	合計	229,205,000	12,061,857	5,869,004	-	247,135,861	236,639,777	3,962,722	6,533,362

9 基金現在高集計表

(単位：千円)

	令和5年度末 現在高	令和6年度増減		令和6年度末 現在高
		積立額	取崩額	
財政調整基金	13,143,785	2,463,070	1,952,189	13,654,666
減債基金	15,473,910	1,361,449	283,150	16,552,209
うち通常分	7,659,703	780,937	283,150	8,157,490
うちF M分	7,814,207	580,512		8,394,719
公共施設整備保全基金	15,051,260	2,818,422	1,360,154	16,509,528
公害病認定患者救済事業基金	192,943	1,916	9,347	185,512
市民福祉振興基金	1,661,445	54,532	60,181	1,655,796
環境基金	678,284	40,029	43,718	674,595
緑化基金	603,752	6,168	10,641	599,279
育英事業基金	528,409	5,582	14,432	519,559
動物愛護基金	53,038	25,770	7,002	71,806
富松住宅管理基金	200,535	660	2,728	198,467
子ども・若者応援基金	485,836	37,960	6,956	516,840
教育振興基金	285,167	562,503	34,409	813,261
新本庁舎建設基金	2,036,332	257,468		2,293,800
みんなの尼崎城基金	281,078	3,165	21,005	263,238
文化振興基金	216,742	2,938	19,015	200,665
暴力団排除基金 ^{※1}	15,150	2,563	380	17,333
特定非営利活動促進基金	650	9,279	9,384	545
一般廃棄物処理施設整備等基金	866,614	411,898		1,278,512
SDGs地域活性化基金	24,828	16,958	3,000	38,786
学校給食費調整基金	105,106	46		105,152
市営住宅等基金	194,591	6,844	124,532	76,903
文化財保存活用基金	219,180	3,625	9,211	213,594
小田南公園周辺地域活性化基金	5,671	18,014	8,805	14,880
介護給付費準備基金	1,494,072	454,429		1,948,501
国民健康保険事業基金	1,926,804	7,264	628,250	1,305,818
合計	55,745,182	8,572,552	4,608,489	59,709,245

※1 令和6年4月1日に「暴力団排除活動支援基金」から名称変更

10 実質赤字比率及び連結実質赤字比率

①実質赤字比率	=	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
---------	---	--

$$\text{本市の比率} = \frac{\text{▲2,809,101千円(黒字)}}{109,613,015千円} = \text{▲2.56\%}$$

②連結実質赤字比率	=	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
-----------	---	--

$$\text{本市の比率} = \frac{\text{▲52,427,387千円(黒字)}}{109,613,015千円} = \text{▲47.82\%}$$

(実質収支の状況)

(単位：百万円、%)

会 計 名		実質収支額
一般会計等 (対象となる会計)	一般会計	2,809
	育英事業費会計	
	公共用地先行取得事業費会計	
	公害病認定患者救済事業費会計	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計	
実質収支額 A		2,809
① 実質赤字比率		- (▲2.56)

公営事業会計	公営企業会計	水道事業会計	8,802
		工業用水道事業会計	8,999
		下水道事業会計	19,877
		モーターボート競走事業会計	10,969
		地方卸売市場事業費会計	127
	小計 B		48,774
	その他の会計	国民健康保険事業費会計	62
		介護保険事業費会計	599
		後期高齢者医療事業費会計	183
	小計 C		844
連結実質収支額 A + B + C		52,427	
② 連結実質赤字比率		- (▲47.82)	

注1 公営企業会計における実質収支額は資金不足・剰余額

注2 健全化判断比率の算定にかかる実質収支額からは、事業繰越額（災害援護資金貸付金回収金の一部等）が除かれている。

11 実質公債費比率

$$\text{③実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金 - 特定財源) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

(令和6年度の実質公債費比率の算定)

	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)
令和4年度	8.20	8.0%
令和5年度	8.62	
令和6年度	7.40	

$$\text{令和6年度単年度の比率} = \frac{18,021,328\text{千円} - 10,706,500\text{千円}}{98,906,515\text{千円}} = 7.40\%$$

(実質公債費比率の推移)

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年度比較
実質公債費比率	8.5	8.1	8.0	▲ 0.1

※各年度の比率は、当該年度、前年度、前々年度の3カ年平均

12 将来負担比率

④将来負担比率	=	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
---------	---	--

本市の比率 $\frac{209,406,545\text{千円} - 217,081,085\text{千円}}{98,906,515\text{千円}} = - (\blacktriangle 7.7\%)$

(将来負担比率の推移)

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年度比較
将来負担比率	19.5	2.8	- (▲ 7.7)	▲ 10.5

将来負担額の主な内容

- (1)地方債残高
- (2)債務負担行為に基づく支出予定額
- (3)公営企業会計等に係る地方債の償還に対する繰入見込額
- (4)退職手当負担見込額
- (5)外郭団体等に対する負担額等見込額 など

注1 () 内の数値は、算出された比率を示す。(参考値)

13 資金不足比率

資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計の名称		令和6年度 決 算	令和5年度 決 算	経営健全化基準
法 適 用 企 業	水道事業会計	—	—	20.0
	工業用水道事業会計	—	—	20.0
	下水道事業会計	—	—	20.0
	モーターボート競走事業会計	—	—	20.0
企 業 法 非 適 用	地方卸売市場事業費会計	—	—	20.0

資金不足比率は、標準財政規模に対する資金不足額の割合で、本市では5会計が対象となっており、資金不足が生じない場合は、「—」表示となっている。

用語解説

語句	解説
ア行	
依存財源	国（都道府県）の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入をいい、地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金、地方譲与税等がこれに該当する。
カ行	
借換債	過去に借り入れた地方債を、特定の年度（概ね借り入れから10年目）に、元金の残額をいったん全額返済し、再度同額を新たな金利で借り直すこと。いったん返済した額と同額を借り入れるため地方債現在高には影響しない。
基準財政収入額	各自治体の普通交付税の計算に用いるもので、各自治体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる地方税収入のうち一定割合（概ね75%）により算出された収入額である。
基準財政需要額	各自治体の普通交付税の計算に用いるもので、各自治体が標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される「一般財源の額」であり、各自治体が実際に支出した額あるいは支出しようとする額ではなく、各団体の人口等を基礎として、行政費目ごとに一定の方法で算出された需要額である。
義務的経費	性質別経費のうち義務的・非弾力的性格の強い経費で、一般的には人件費、扶助費及び公債費を指す。人件費は経常的に支出を予定せざるを得ないものであり、扶助費は生活扶助をはじめ法令の規定によって支出が義務づけられている。また、公債費は負債の償還に要する経費となっている。
繰越	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の繰越 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないという予算に関する原則（会計年度独立の原則）の例外として、当該年度の歳出予算の一部を翌年度以降において執行することをいい、繰越明許費の繰越、事故繰越しなどがある。 ・ 繰越明許費の繰越 歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由により当該年度内に支出を終わらない見込みがあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に限り繰り越して使用すること。 ・ 事故繰越し 歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出が終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用すること。 ・ 翌年度に繰り越すべき財源 繰越明許費や事故繰越しなどにより、翌年度に繰り越された歳出予算に充当する財源

語句	解説
経営健全化基準	<p>公営企業会計において、資金不足比率が基準以上となった場合は、経営健全化団体となり、経営健全化計画を定め、議会の監視の下で自主的に財政健全化に努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金不足比率の経営健全化基準・・・20% <p>健全化法施行以前の地方債協議・許可制度における許可制移行基準（10%）の2倍に設定されている。</p>
形式収支	歳入決算額－歳出決算額
経常収支比率	<p>この比率は、人件費、扶助費、公債費等の経常的な支出に対して地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入がどの程度充当されているかをみることにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられる。</p>
公共施設マネジメント計画	<p>本市の公共施設全体に対して中長期的視点で、量、質、運営コスト等の最適化を目指す計画であり、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」に①「再編」、②「予防保全」、③「効率的・効果的な運営」の3つの方針を掲げている。</p> <p>①「再編」としては、「第1次尼崎市公共施設再編計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針1：再編）」及び同計画に係る「実施編」を定め、また、②「予防保全」としては、「第1次尼崎市公共施設保全計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針2：予防保全）」及び同計画に係る「実施編」を定め、それぞれの計画に基づいた取組を進めている。</p> <p>①「再編」の取組に伴い生じる不動産売却収入等については、原則基金に積み立て、施設の整備等に際して発行した市債の償還等に充当する。</p>
サ行	
財政再生基準	<p>実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の3つの指標のうち、いずれか一つでも基準以上となった場合は、財政再生団体となり、財政再生計画を定め、国の関与の下で財政健全化を図らなければならない。事実上、地方公共団体の予算編成権がなくなり、自治権が制限されることになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実質赤字比率の財政再生基準・・・20% <p>旧再建法の起債制限基準を用い、市町村は20%で設定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連結実質赤字比率の財政再生基準・・・30% <p>早期健全化基準と同様の考え方で、実質赤字比率の財政再生基準（20%）に10%を加算し、市町村については、30%で設定されている。</p> <p>経過措置として、平成20年度決算及び平成21年度決算は40%、平成22年度決算は35%、平成23年度以降は30%とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実質公債費比率の財政再生基準・・・35% <p>健全化法施行以前の地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限されることとなる基準である35%となっている。</p>

語句	解説
債務保証	円滑な事業の推進を図るため、法人（土地開発公社等）が金融機関等から受ける融資に対し、債務が履行されない場合、地方公共団体が返済等の代位弁済を定めた契約を締結すること。
資金不足比率	公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。
市債充当率の嵩上げ	地方公共団体は、施設を建設する場合など将来活用する住民にも経費の一部を負担してもらった方が公平な場合に、市債（一般会計年度数を越える借入金）を発行することができる。 市債の充当率（一般的には75%）は定められているが、この充当率をアップすることにより、事業歳出における借入金の比率を上げ、一般財源の縮小を図るもの。
自主財源	地方自治体が自主的に収入し得る財源をいい、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金等がこれに該当する。
実質赤字比率	一般会計のほか、公営事業会計を除く特別会計で、公害病認定患者救済事業費会計など5特別会計（以下「一般会計等」という）を対象とした会計の実質赤字額で、資金ショートの大きさを示すものである。
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。 借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。
実質収支	形式収支－翌年度に繰り越すべき財源
実質単年度収支	単年度収支＋財政調整基金積立金＋繰上償還金－財政調整基金取崩し額
消費的経費	人件費、扶助費、物件費、維持補修費、負担金補助及び交付金等で、その経費の支出効果はその年度限り又は極めて短期間に終わるものをいい、後年度に形を残さない性質の経費
将来負担比率	地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。

語句	解説
早期健全化基準	<p>実質赤字比率をはじめとする4つの指標のうち、いずれか一つでも基準以上となった場合は、財政健全化団体となり、財政健全化計画を定め、議会の監視の下で自主的に財政健全化に努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質赤字比率の早期健全化基準・・・11.25%（本市の場合） 地方債協議・許可制度における許可制移行基準（2.5%から10%）と財政再生基準（20%）との中間値をとり、市町村については、財政規模に応じて11.25%から15%で設定されている。 ・連結実質赤字比率の早期健全化基準・・・16.25%（本市の場合） 実質赤字比率の早期健全化基準（11.25%から15%）に公営企業会計等における経営健全化等を踏まえて5%を加算し、市町村については、財政規模に応じて16.25%から20%で設定されている。 ・実質公債費比率の早期健全化基準・・・25% 健全化法施行以前の地方債協議・許可制度において、一般単独事業の許可が制限されることとなる基準である25%となっている。 ・将来負担比率の早期健全化基準・・・350% 将来負担比率は財政再生基準がなく、早期健全化基準のみとされ、その基準は350%で設定されている。
損失補償	<p>特定の事業の振興等を図るため、特定の団体が金融機関等から融資を受ける場合、その融資が返済不能となり、金融機関等が損失を被ったときに地方公共団体が融資を受けた団体に代わって損失を補償（穴埋め）すること。</p>
タ行	
退職手当債	<p>地方公共団体の退職職員に支給すべき退職手当の財源に充てるために起こす地方債であり、特例債のひとつである。</p>
単年度収支	<p>実質収支－前年度実質収支</p>
地方交付税	<p>地方自治体間の財源の不均衡を調整し、すべての自治体が一定の行政水準を維持できるよう財源を保障するため、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合と地方法人税の全額を国から地方に交付するもので、国庫補助金などと異なり、その用途は特定されない。</p>
地方債現在高	<p>地方公共団体が資金調達するための市債の借入金残高</p>
統一的な基準による財務書類	<p>発生主義・複式簿記の考え方を採用し、従来の官庁会計では見えにくい減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報を把握・見える化することで、説明責任の履行や行政内部のマネジメント機能を向上させるために、全国的に統一的な財務書類の作成基準が設けられているもの。</p> <p>なお、本市においてはこの基準に基づき、財務書類の作成を平成28年度決算分から作成している。</p>
ハ行	

語句	解説
標準財政規模	地方公共団体の標準的な行政活動を行う上で必要な一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算したものである。
扶助費	社会保障制度の一環として、各種の法令（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など）などに基づいて、障害者、高齢者、児童などへの福祉サービスの提供に必要な経費。主なものとして、生活保護費、児童手当などが該当する。
物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。
補助費等	市から他の地方公共団体（県、市町村、一部事務組合など）や民間に対して、行政上の目的により交付される経費。主なものとして、報償費（講師謝金など）、役務費（保険料）、負担金補助金及び交付金（一般的な補助金）などが該当する。
ヤ行	
有形固定資産減価償却率	保有する有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを把握することができる指標。
ラ行	
臨時財政対策債	地方財源の不足に対応するため、各自治体において発行が認められる地方債で、通常の地方債と異なり、一般財源として取り扱うこととなっている。 この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が後年度、基準財政需要額に算入されることとなっている。
連結実質赤字比率	本市が設置する全14会計（一般会計等に、国民健康保険事業費会計や水道事業費会計などの公営事業会計を加えたもの）の実質収支額あるいは、資金不足・剰余額を連結して、赤字比率を算定したものである。

健全化判断比率等の対象会計等(尼崎市)

尼崎市	一般会計		一般会計等	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	特別会計	育英事業費会計 公共用地先行取得事業費会計 公害病認定患者救済事業費会計 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計					
		国民健康保険事業費会計 介護保険事業費会計 後期高齢者医療事業費会計	公営事業会計	資金不足比率			
		法非適用企業 地方卸売市場事業費会計(市場事業)					
	法適用企業 水道事業会計 工業用水道事業会計 下水道事業会計 モーターボート競走事業会計						
	一部事務組合、広域連合	阪神水道企業団 兵庫県競馬組合 兵庫県後期高齢者医療広域連合					
	地方公社、第三セクター	(社福)阪神福祉事業団 (損失補償) 兵庫県信用保証協会 (損失補償)					

市町村	財政健全化計画を作成	11.25% ~15%	16.25% ~20%	25%	350%
	財政再生計画を作成	20%	※30%	35%	

※平成20年度決算及び平成21年度決算は40%、平成22年度決算は35%、平成23年度決算以降は30%

尼崎市が適用される早期健全化基準 (標準財政規模500億円以上のランクに該当)	11.25%	16.25%	25%	350%
--	--------	--------	-----	------

